

内閣官房行政文書管理規則の一部を改正する規則について

令和7年 月 日

内閣総理大臣決定案

内閣官房行政文書管理規則（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
目次 [略]	目次 [同左]
[第1章～第9章 略] 第10章 秘密文書等の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第17条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び <u>同令第11条第1項の規定に基づき定められた内閣官房特定秘密保護規程</u> （平成26年12月9日内閣総理大臣決定）に基づき管理するものとする。 また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この規則に定めるもののか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）及び <u>同令第11条第1項の規定に基づき定められた内閣官房重要経済安保情報保護規程</u> （令和7年5月8日内閣総理大臣決定）に基づき管理するものとする。 (秘密文書の管理) 第18条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の各号の区分に従い指定する。 [(1)・(2) 略] [2～11 略] 第11章 [略]	[第1章～第9章 同左] 第10章 秘密文書等の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第17条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び <u>内閣官房特定秘密保護規程</u> （平成26年12月9日内閣総理大臣決定）に基づき管理するものとする。 (秘密文書の管理) 第18条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の各号の区分に従い指定する。 [(1)・(2) 同左] [2～11 同左] 第11章 [同左]
別表第1 行政文書の保存期間基準 [略]	別表第1 行政文書の保存期間基準 [同左]
別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準	別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

<p>1 基本的考え方 [略]</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 [(1)～(3) 略] (4) 特定秘密である情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 [(5)・(6) 略]</p>	<p>1 基本的考え方 [同左]</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 [(1)～(3) 同左] (4) 特定秘密である情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</p>
---	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則
この規則は、令和7年5月16日から施行する。